【1】日本学術会議の組織のあり方をめぐって、政府が会員を選ぶ際に第三者が関与する仕組みを導入することなどを盛り込んだ法改正の方針を示していることについて、日本のノーベル賞受賞者など8人が「法改正が学術会議の独立性を毀損するおそれがあり大きな危惧を抱いている」などとする声明を出した。この問題についての憲法上の問題点を指摘したうえで論じなさい。参考条文を以下に掲載します。

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、 わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

- 第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。
- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。
- 第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

- 第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。
- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。
- 第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。
- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、 補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項
- 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。
- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

日本国憲法

- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
- 【2】 国政調査権について述べよ。